

# 下水道使用料改定のお知らせ

令和4年3月1日から下水道使用料について、引き上げさせていただきます  
(今回の改定は、下水道使用料のみで水道料金の改定はございません。)

## 下水道使用料改定のお願い

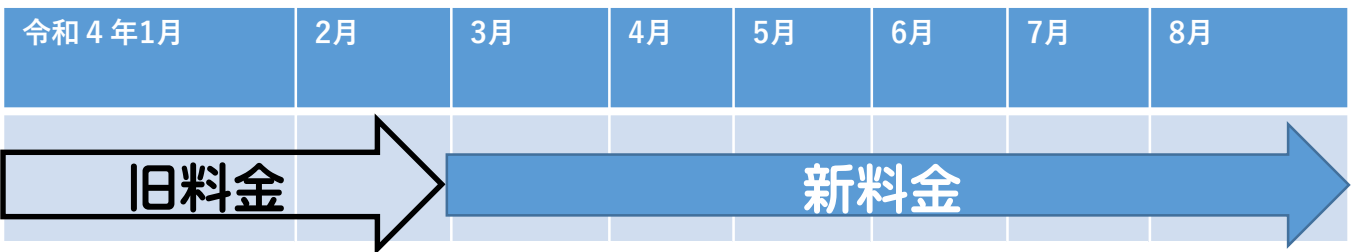
新中野・明野地区のコミュニティプラント(下水処理)事業は、事業開始から新中野処理場は46年、明野浄化センターは32年が経過し施設の老朽化に伴う更新工事などが増えているため、下水道使用料だけではまかないきれず、毎年赤字が累積している状況です。今後の下水道の運営状況を鑑みまして、2つの下水処理場は大規模改修又は建替はせずに、2つの下水処理場は廃止をし公共下水道へ編入して、効率化を図ります。※

そのため、令和4年3月から公共下水道(中野・光善寺地区)使用料と統一(引き上げ)させていただきます。将来に向け下水道事業を持続的に運営してまいりますのでご理解とご協力をお願い致します。

※仮に2つの下水処理場を廃止せず大規模改修又は建替した場合は、公共下水道料金よりも高い金額(現在の使用料よりも約3倍値上げ)になると見込まれます。

## 下水道使用料改定スケジュール

新料金適用は、令和4年5月検針(3・4月使用分)の5月請求(6月支払い)からとなります。



※検針は2ヶ月に1度、奇数月の1日～10日に行います。

## 新旧下水道使用料金表2ヶ月あたり

### 【旧料金表】

基本使用料(基本汚水量20<sup>m</sup>まで) + 超過分(1<sup>m</sup>110円)

基本使用料		超過使用料金(1 <sup>m</sup> につき)	
汚水量	使用料	汚水量	使用料
20 <sup>m</sup>	1,000円	20 <sup>m</sup> をこえるもの	110円

### 【新料金表】 ※消費税10%込み

基本使用料(基本汚水量20<sup>m</sup>まで + 従量料金)

コミュニティプラント地区(新中野・明野)は公共下水道地区(中野・光善寺)の料金体制になります。

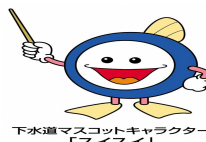
基本使用料		超過使用料金(1 <sup>m</sup> につき)	
汚水量	使用料	汚水量	使用料
20 <sup>m</sup>	2,860円	20 <sup>m</sup> をこえ80 <sup>m</sup>	231円
		80 <sup>m</sup> をこえ200 <sup>m</sup> まで	275円
		200 <sup>m</sup> をこえるもの	308円

## 下水道使用料(新料金)計算方法

2ヶ月43<sup>m</sup>使用した場合【代表世帯の平均使用料】

【基本使用料】2,860円(20<sup>m</sup>) + 【超過使用料】231円×23<sup>m</sup>=8,173円(2ヶ月分)

使用水量に段階別の単価を掛けて計算します。この計算結果に10円未満の端数が出たときは切り捨てます。上記の場合は、8,170円になります。



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

# 新旧下水道早見表2カ月あたり(消費税10%込み)

使用水量 (m <sup>3</sup> )	旧料金 【コミュニティプラ ント地区下水道使 用料】	新料金 【公共下水道使用 料】	増加額	使用水量 (m <sup>3</sup> )	旧料金 【コミュニティプラ ント地区下水道使 用料】	新料金 【公共下水道使用 料】	増加額
20まで	1,000	2,860	1,860	48	4,080	9,320	5,240
21	1,110	3,090	1,980	49	4,190	9,550	5,360
22	1,220	3,320	2,100	50	4,300	9,790	5,490
23	1,330	3,550	2,220	51	4,410	10,020	5,610
24	1,440	3,780	2,340	52	4,520	10,250	5,730
25	1,550	4,010	2,460	53	4,630	10,480	5,850
26	1,660	4,240	2,580	54	4,740	10,710	5,970
27	1,770	4,470	2,700	55	4,850	10,940	6,090
28	1,880	4,700	2,820	56	4,960	11,170	6,210
29	1,990	4,930	2,940	57	5,070	11,400	6,330
30	2,100	5,170	3,070	58	5,180	11,630	6,450
31	2,210	5,400	3,190	59	5,290	11,860	6,570
32	2,320	5,630	3,310	60	5,400	12,100	6,700
33	2,430	5,860	3,430	70	6,500	14,410	7,910
34	2,540	6,090	3,550	80	7,600	16,720	9,120
35	2,650	6,320	3,670	90	8,700	19,470	10,770
36	2,760	6,550	3,790	100	9,800	22,220	12,420
37	2,870	6,780	3,910	110	10,900	24,970	14,070
38	2,980	7,010	4,030	120	12,000	27,720	15,720
39	3,090	7,240	4,150	130	13,100	30,470	17,370
40	3,200	7,480	4,280	140	14,200	33,220	19,020
41	3,310	7,710	4,400	150	15,300	35,970	20,670
42	3,420	7,940	4,520	160	16,400	38,720	22,320
43	3,530	8,170	4,640	170	17,500	41,470	23,970
44	3,640	8,400	4,760	180	18,600	44,220	25,620
45	3,750	8,630	4,880	190	19,700	46,970	27,270
46	3,860	8,860	5,000	200	20,800	49,720	28,920
47	3,970	9,090	5,120	300	21,900	80,520	58,620

下水道事業を安定して次世代に引き継ぐため、下水道使用料金引き上げのご理解をお願い致します

問い合わせ先

邑楽町役場 安全安心課 下水道係 Tel88 - 5511(内線111) Tel47 - 5037(直通)